

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 小西君から、令和4年2月25日付をもって議案1件が、経済建設委員会委員長 板橋君から、令和4年3月4日付をもって議案1件が、議員 土井君ほか16人から、令和4年3月9日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、令和4年3月9日付橋総第447号をもって説明員の出席並びに委任についての変更の通知がありましたので、変更後の出席説明員表をお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番 阪本君、11番 杉本君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第35号 市道路線の認定について から、日程第4 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第35号 市道路線の認定について から、日程第4

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について まで3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）それでは報告させていただきます。

去る2月25日の本会議において、本委員会に付託された議案第35号 市道路線の認定について、議案第36号 市道路線の変更について、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月4日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第35号は、新県道山田岸上線の完成に伴い、旧県道山田岸上線の一部を神野々吉原線として、また、令和10年3月までに用途廃止することになっている市営住宅東家（愛宕）団地において、建築基準法第42条の規定を満たす市道として管理継続する必要がある団地内道路をあたご団地1号線として市道認定するものである。

委員会は現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、神野々吉原線起点付近の構造物のクラック及び水路管理用に残された階段の形状について ただしがあり、県と協議の上、対策を講じていく との答弁がありました。

議案第36号は、現在進めているあやの台北部用地開発に伴う都市計画道路の整備において、既存の市道あやの台東線を延長するものである。なお、本整備にあたり社会資本整備総合交付金を活用するため、あらかじめ延長部分に係る市道認定を受ける必要がある。

委員から、道路の雨水排水の安全性について だしがあり、既設排水設備を含め検討し流量計算しており、現在の基準で想定される雨量は安全に排水できるよう設計しているとの答弁がありました。

議案第39号は、橋本林間田園都市駅駐輪場について、指定管理期間が令和4年3月末で満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である公益社団法人橋本市シルバー人材センターの1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査した結果、当該法人が全会一致で選定されたので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、指定管理者として引き続き指定するものである。

なお、今回、指定管理期間を1年とした理由については、例年利用者が減少する中、特にここ2年間は新型コロナウイルスの影響により利用料収入が大きく減少しており、新型コロナウイルスの終息後、利用者がどれほど回復するか予測が難しいため、複数年の指定管理が困難であることから1年としている。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(小林 弘君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 市道路線の認定に

ついて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第36号 市道路線の変更について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第42号 橋本市国民健康保

## 険税条例の一部を改正する条例 について

○議長（小林 弘君）日程第5 議案第42号  
橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）皆さん、おはようござ  
います。それでは、文教厚生委員会委員長報  
告をさせていただきます。

去る2月25日の本会議において、本委員会  
に付託された議案第42号 橋本市国民健康保  
険税条例の一部を改正する条例について を  
審査するため、3月7日に委員会を開催し、  
慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可  
決すべきものと決しましたので、以下その概  
要を報告いたします。

議案第42号は、平成30年度の国民健康保険  
制度改正に伴い県に対し納付金を納めるため、  
県から毎年提示される本市標準保険料率に基  
づき国民健康保険税を課税する必要があるが、  
当該保険料率と現行の所得割、均等割、平等  
割税率に開きがあることから、当該保険料率  
に近づけるための各税率の見直し、また令和  
4年3月末改正予定の地方税法施行令に基  
づく基礎課税額に係る課税限度額の改正及び全  
世代対応型の社会保障制度を構築するための  
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に  
伴い、全世帯の未就学児の均等割保険料につ  
いて、その5割を公費により軽減するもので  
ある。なお、国民健康保険事業基金を計画的  
に繰り入れ充当することで、大幅な負担増が  
ないよう激変緩和を行うとともに、財政運営  
の健全化を図ることとしている。

委員から、357世帯の方が短期被保険者証の  
発行を受けているが、どのような状況で発行  
に至っているのか とのただしがあり、収入

が安定しない中、納めたくても納めることが  
できない方が発行に至っていることが多い  
との答弁がありました。

令和6年度に基金からの充当予定額がなく  
なっているが、以降の被保険者負担はどのよ  
うになっていくのか とのただしがあり、令  
和9年度に県が示す標準保険料率に一致させ  
なければならないが、本市では令和6年度に  
一致させる計画としている。基金の活用予定  
では、令和5年度末時点で基金残高が約1  
億2,000万円となる予定であるが、今後の国民  
健康保険財政の状況で残高増の可能性もある。  
令和6年度以降は、基金の状況により、県の  
標準保険料率をそのまま導入するか、さらな  
る緩和を行うかについて、市の国保運営協議  
会において検討していくこととなる との答  
弁がありました。

基金がなくなった場合の対応について た  
だしがあり、県の示す本市標準保険料率によ  
り課税することになると考える との答弁が  
ありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、コロ  
ナ禍において年収が上がらず、高齢者におい  
ても少ない年金が下がり続けている。そのよ  
うな状況で、食料品をはじめとして物価の上  
昇が続いており、少ない貯蓄の取崩しで生活  
されている方が多いと思われる。今回のこの  
条例改正案では、夫婦2人世帯で所得160万円  
の方の保険料が令和4年度では26万2,300円  
になり、所得の約16.4%が国民健康保険税と  
なる。国民健康保険は命のとりでであり、生  
活を切り詰めて保険料を納めている方が少な  
くない。市民の命と健康を守る立場から本議  
案に反対する との討論がありました。

原案に賛成の立場から、物価の上昇で生活  
が苦しい状況もよく分かる。ただ、反面、や  
はりこの制度は命のとりでであって、この制  
度が破綻した場合、被保険者の生活に大変な

ことが起こると考えられるため、一定の値上げはやむを得ないと判断し、本議案に賛成するとの討論がありました。

以上、文教厚生委員会の委員長報告とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）おはようございます。

議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は国民皆保険を支える社会保障制度です。所得の少ない世帯が多数加入されています。県から示された標準保険料率に令和6年度に合わせるために、基金を使いながら徐々に上げていき、今回は平均2,500円の値上げになるということです。モデルケースでは、単身所得なしの場合で500円、2人世帯で所得160万円の場合、1万1,900円の値上げになります。

収入や年金が上がらない中、毎年国民健康保険税が上がるというのは、社会保障制度が市民の生活を圧迫することになりますので、反対いたします。

○議長（小林 弘君）次に、可決することに賛成の立場で討論する方ありませんか。

1番 岡本君。

〔1番（岡本安弘君）登壇〕

○1番（岡本安弘君）それでは、議案第42号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、国民健康保険改正に伴い県に対し納付税を納めるわけなんですけれども、令和6年度に本市では一致させる計画となっており、先ほどからもおっしゃられましたように、この健康保険税が市民の生活を圧迫しているということでございますけれども、やはり国民皆保険、しっかりと守っていかねばならない中、一定の値上げというのはやむを得ないというふうに私は判断しておりますので、議案第42号に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第13号 令和4年度橋本市一般会計予算について から、日程第18 議案第25号 令和4年度橋本市病院事業会計予算について までの13件

○議長（小林 弘君）日程第6 議案第13号 令和4年度橋本市一般会計予算について から、日程第18 議案第25号 令和4年度橋本市病院事業会計予算について までの13件を

一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和4年度予算審査特別委員会委員長 6番 辻本君。

〔6番（辻本 勉君）登壇〕

○6番（辻本 勉君）おはようございます。

それでは、委員長報告を行います。

去る2月25日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号から議案第25号までの令和4年度各会計予算13件の審査結果について報告いたします。2月28日、3月1日、2日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については次のとおりであります。

まず、議案第13号と議案第14号は、いずれも賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第20号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号と議案第25号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、以上で本委員会の審査結果報告を終わりますが、詳細につきましては後日、委員会記録をご高覧くださいようお願い申し上げます。

○議長（小林 弘君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

〔8番（高本勝次君）登壇〕

○8番（高本勝次君）おはようございます。

そしたら、行います。

議案第13号 令和4年度橋本市一般会計予算に反対の立場で討論させていただきます。

コロナ禍の中で、市民の暮らしや営業はまだまだ厳しい状況を強いられています。限られた市財政を市民の暮らし第一に、どう優先順位を決めていくかであります。

令和4年度の一般会計予算では、市民の暮らし向けの補助金や新たな交付金の新設で、地域の要望が含まれています。しかし、行政努力もありますが、まだ若者が住み続けられるための子育てと市民サービスの向上に向けた施策が求められていると思います。

学校給食無償化の要望は、財源の確保、予算化がかなり厳しいことですが、紀の川市、新宮市は今年4月より実施します。御坊市は補助金で一部実施されています。本市も御坊市を参考に、まずは補助金による実施の検討も子育て支援策として進めていく必要があるのではないかと思います。

乳幼児医療費無料化では、所得制限があるのは県下でいよいよ橋本市のみとなりました。財源の確保は厳しいとはいっても、子育ての市民からは、ぜひ所得制限をなくしてほしいという声が少なくありません。

そして市民サービスの面から言いますと、選挙の期日前投票所を市民の住まいの近くに

という要望は、ずっと以前から繰り返し言われている要望であります。地域、地元との協議を進めていただいておりますが、まずはできそうなところから具体的に進めていただきたいと思っております。

そして、市民の暮らし向け予算があると同時に、まだ、子育てや市民サービスから見ると、他市との比較から見て、何とかならないのかという施策もいくつかあります。

子育てと市民サービスから見て、令和4年度橋本市一般会計予算にこういったことから反対の立場を示したいと思っております。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

10番 土井君。

〔10番（土井裕美子君）登壇〕

○10番（土井裕美子君）おはようございます。

議案第13号 令和4年度橋本市一般会計予算、賛成の立場で討論をさせていただきます。

長引く新型コロナウイルスの影響で社会全体が大変疲弊する中、本市といたしましても、財政調整基金など約14億円余りを繰り入れての大変苦しい予算編成ではありますけれども、新規事業を見ましても、農産物等のインターネット販売促進事業、それから、令和2年度からの継続事業として、市民にも大変好評の橋本ふるさと便事業などの事業者支援向けの事業、そしてまた、子どもたちの命を守るための耐用年数が40年を超える学校施設の長寿命化等改修事業、そして、これからの災害に備えるための消防庁舎防災機能強化緊急整備事業、橋梁修繕事業、大雨時に浸水の危険性のある学文路地区への排水ポンプ増設の予算など市民の暮らしと安全を守るための事業など、どれもが市民に寄り添った予算編成となっておりますので、私は賛成とさせていただきます。

きます。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号 令和4年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 高本君。

〔8番（高本勝次君）登壇〕

○8番（高本勝次君）それでは討論させていただきます。

議案第14号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

高齢者は、マクロスライド制導入で相変わらず年金が減り続けています。また、中小零細事業者も、コロナ禍による売上げの悪化で大変であります。さらにまた、食料品の値上げが続き、消費税10%で、年収に占める国保税が高く、上がるばかりであります。

令和4年度の国保税は、1人平均約2,500円上がります。コロナ禍の中で収入が減っても、無理してでも納税している市民は少なくありません。国民健康保険は、まさに家族の命と健康を守るとりとして手放せないものであります。国保税が高過ぎる、下げてほしいという声は、どこへ行ってもよく聞かれます。

市民の命と健康を守るため、国保会計の見直しを求めて反対討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

10番 土井君。

〔10番（土井裕美子君）登壇〕

○10番（土井裕美子君）議案第14号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、国民健康保険は平成30年度の国保制度改正によりまして、財政運営の責任主体が和歌山県となっており、県から毎年提示される標準保険料率に基づき国保税を課税する必要がありますが、被保険者の保険料率が急激に増加することを避けるために、本市といたしましても、平成30年から6年間で傾斜的に基金の取崩しを行い、保険料率の激変緩和措置を行っており、平準化に取り組まれております。市民に寄り添った形での予算編成となっております。

確かに国民健康保険税は高いというお声はありますけれども、この制度は絶対になくすことのできない、命のとりでとなる制度でございます。私たち一人ひとりが今後も医療費の削減に努めつつ、応分の負担をしながらこの制度を継続していく必要があることから、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和4年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和4年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和4年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和4年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和4年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和4年度橋本市土地区画整理事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和4年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番(阪本久代君)登壇〕

○7番(阪本久代君) 議案第21号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

令和4年・5年度の保険料は、均等割が据置き、所得割は0.18%減、ただし、限度額は2万円増となりました。コロナ感染拡大によって受診抑制で医療費が抑えられたことや、約31億円の保険料剰余金を投入したことが保険料の引下げの要因だということですが、今まで保険料を取り過ぎていたということではないでしょうか。据置きになったとはいえ、均等割は5万300円で、年金生活者には負担が大きいです。今年10月からは医療費窓口負担が1割から2割へ2倍になり、また負担が増えます。

高齢になるほど医療にかかる機会が増えるのに、負担が増えるばかりですので、本予算に反対いたします。

○議長（小林 弘君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和4年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和4年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）議案第23号 令和4年度橋本市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は、人口見積りの誤りから、大滝ダムの負担が大きく影響して、県下でも高いほうでしたが、浄水場などの更新のために値上げされ、さらに高くなりました。高い水道料金、何とかならないかというのが市民の思いです。

コロナ禍の中、値上げを遅らせたり、一定の期間、水道料金を引き下げた自治体があった中で、市民の思いに応える予算となっていないので反対いたします。

○議長（小林 弘君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

18番 岡君。

〔18番（岡 弘悟君）登壇〕

○18番（岡 弘悟君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

反対討論にもありましたけども、水道料金が高いということをよしとしているわけではございません。水道料金をどのようにして下げていくかというのはこれからの課題ではありますけども、特に、先ほどもお話ありましたけども、大滝ダムの取水権の問題、そういったものを解決しないと、なかなか水道料金は下がらないと思います。

本市は取水権を取得して、今こうやって人口が減少する中で、人口以上の取水権を抱えてはおるんですけども、やはり他市他町にも取水権というものを分配して本市の負担も減らしていけるような施策、そういったものも考えながら、水道料金を下げていくことは考えるべきだとは思いますが、今の本市の現状では致し方がないので、この予算については全く問題がないと思いますので、賛成と

させていただきます。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 令和4年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林 弘君）起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 令和4年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 令和4年度橋本市

病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---